

次世代みやぎアスリート育成支援事業募集要領

（目的）

第1 オリンピック・パラリンピック・デフリンピック及び国際大会等で活躍が期待される選手に対し、競技力強化事業等に要する経費について補助金を交付し、その活動を支援することで、宮城県ゆかりのメダル獲得選手の輩出及びオリンピック・パラリンピアン・デフリンピアンへの輩出を目指すもの。

（補助対象者）

第2 補助対象者は、「次世代みやぎアスリート」として指定された選手とし、区分及び人数は次のとおりとする。

- （1）宮城県指定選手（10名まで）
- （2）公益財団法人宮城県スポーツ協会指定選手（12名程度）

（補助対象者の要件）

第3 対象者の要件は次のとおりとする。

- （1）年齢
令和8年4月1日時点の年齢が、満22歳未満であること。
- （2）宮城県ゆかりの選手
下記のいずれかに該当していること。
 - ①県内在住であること。
 - ②令和8年度国スポにおいて、県内の競技団体又はふるさと選手として登録（予定）している。
- （3）競技力
下記の観点から、世界的な活躍が期待される有望な選手であること。
 - A 国際大会（世界大会・アジア大会等。ただし、オープン大会を除く）に出場。
 - B 日本代表選手としての選考。
 - C 全国大会での競技成績が個人・団体競技8位以上。
 - ※令和7年度の実績とする。
 - ※プロ契約選手を除く。

（対象競技）

第4 オリンピック・パラリンピック・デフリンピック競技大会（令和8年度以降に開催される大会を対象とする。）又は国スポ正式競技種目。

（補助対象期間）

第5 令和8年4月1日～令和9年3月31日

（補助金額及び補助対象経費）

第6 補助金額は下記のとおりとする。

- （1）宮城県指定選手 1人上限20万円
 - （2）公益財団法人宮城県スポーツ協会指定選手 1人上限10万円
- 2 補助対象経費については、別表のとおりとする。

（応募方法）

第7 応募方法は次のとおりとする。

- （1）公益財団法人宮城県スポーツ協会に加盟する競技団体による推薦
 - ※原則として競技団体が推薦できる人数は男女各1名を上限とする。
- （2）自薦

〈提出書類〉

- ①次世代みやぎアスリート申込書
- ②次世代みやぎアスリート推薦書
- ③推薦書に記載の成績等がわかるリザルト、大会参加を証明するもの。

〈提出方法〉

郵送又はメール ※メールでの送信の際は、個人情報を含むのでパスワードを設定すること。

〈募集期間〉

募集期間は、令和8年6月26日～令和8年8月10日までとする。

〈応募先〉

〒981-0122 宮城県宮城郡利府町菅谷字館40-1

公益財団法人宮城県スポーツ協会スポーツ推進部競技スポーツ推進課 宛て

メールアドレス：kyo-spo@mspf.jp

(「次世代みやぎアスリート」の選考)

第8 「次世代みやぎアスリート」の選考は、別に定める次世代みやぎアスリート選考委員会において選考する。

(「次世代みやぎアスリート」の指定)

第9 次世代みやぎアスリート選考委員会の選考結果を踏まえ、宮城県又は公益財団法人宮城県スポーツ協会が「次世代みやぎアスリート」として指定するとともに、指定された選手に対して指定証を交付する。

(「次世代みやぎアスリート」の公表)

第10 「次世代みやぎアスリート」として指定された選手は、選手写真、氏名、年齢、競技、所属、競技実績等を報道機関や宮城県及び公益財団法人宮城県スポーツ協会のホームページ等で公表する。

(補助金交付の手続きについて)

第11 「次世代みやぎアスリート」として指定された選手は、宮城県が定める「次世代みやぎアスリート育成支援事業費補助金交付要綱」又は公益財団法人宮城県スポーツ協会が定める「次世代みやぎアスリート育成支援事業費補助金交付要綱（宮城県スポーツ協会版）」に基づき、自身の競技力強化事業等に関する補助金の交付を受けることができる。補助金交付申請等の具体的な手続きについては、後日、宮城県又は公益財団法人宮城県スポーツ協会から指定証の交付と併せて通知等により案内する。

附 則

この要領は、令和8年6月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年7月28日から施行する。

別表

区分	補助対象支出範囲	補助率	補助額
旅費	・大会や合宿、練習等に参加するための交通費及び宿泊費。	10/10 以内	宮城県 指定選手 200 千円 以内 県スポーツ協会 指定選手 100 千円 以内
競技用具購入費	・競技に関する備品、消耗品、身体装具等の購入費及び修繕費。		
大会等参加費	・強化活動の一環として参加する大会、合宿、研修会等への参加費。		
施設等使用料	・強化活動の一環として使用する施設の使用料。 ・強化活動の一環として借用する用具等のレンタル料。		
諸謝金	・強化活動における指導者等への謝金。 ・強化活動のために所属しているクラブ等の会費。		
搬送料	・自宅から競技会場地（大会・合宿・練習）間における競技用具の搬送料		
その他	上記経費の支出に係る銀行振込手数料などの補助事業の実施にあたり必要な経費		

※ 当該補助金の予算が属する年度中に発注・購入・契約等を行った経費を対象とする。

※ 国、地方自治体及び各種団体からの他の補助金を財源とする事業は、対象外とする。

※ 領収書等により、数量・仕様・金額が明確に判別できるものに限る。